

被災されて住家が損壊した方へ

## 令和3年7月3日伊豆山土砂災害により被災した 家屋等の解体・撤去制度について

### ◆対象要件（すべて満たすことが必須です）

①り（被）災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」であること。

※事務所・店舗等についても、被害程度が半壊以上の場合、対象となる場合がございますので、ご相談ください。

②被災した家屋等の一部ではなく、**全部を解体・撤去**すること。  
（一部のみの解体やリフォームは対象外）

### ◆制度種類

①市が撤去する場合→**公費撤去**

②既に自費で解体・撤去し、その費用の一部の償還を受ける場合→**費用償還**

※その費用の一部の償還を受ける場合、市が定めた基準により償還金額を算定するので、支払った費用の全額が償還されるものではありません。

**申請期限は令和3年12月末日です**

**申請される方は、必ず事前にご連絡ください**

**制度に関するお問合せ**

**市民生活部協働環境課環境センター**

**☎0557-82-1153**